

宮城県監査委員告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 12 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成 28 年 6 月 21 日

宮城県監査委員	中	山	耕	一
宮城県監査委員	坂	下		賢
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

1 監査委員の報告日

平成 28 年 3 月 25 日

2 通知のあった日

平成 28 年 6 月 1 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 団体名 阿武隈急行株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、累積欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

沿線人口の減少に伴う旅客収入の減など、阿武隈急行株式会社は厳しい経営状況にあるため、県では平成 25 年度から阿武隈急行線の利用促進を目的とし、利用者への運賃助成及び通勤定期券購入に対する地域商品券の交付並びに利用促進や活性化事業に係る経費の負担について、市町に対し、補助金を交付する「阿武隈急行線利用促進支援事業」を行ってきた（平成 26 年度からは通勤定期券についても追加）。その結果、平成 27 年度は前年度より、「阿武隈急行線利用促進支援事業」を利用する旅客の増加が確認できた。

また、阿武隈急行株式会社では、長期経営計画をベースとして、永続的な運行ができるよう、「新経営健全化 5 カ年計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」を策定し、新規イベント事業の開発や企画乗車券の発売等の収入確保策を講じるとともに、人件費や一般経費の削減などを進めている。

県としては、策定された新経営健全化 5 カ年計画により、経営改善を図るため、本県及び福島県並びに沿線市町等で構成される「阿武隈急行線再生支援協議会」のもと適切に指導・助言するとともに、今後も引き続き必要な支援を行っていく。

(2) 団体名 公益社団法人みやぎ農業振興公社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 正味財産が出資金を下回っていると認められたので、経営改善を図る必要がある。

(ロ) 牧場経営（白石牧場、牡鹿牧場）の改善が図られていないと認められたので、抜本的な見直しや改善を図る必要がある。

(ハ) 農地保有合理化事業及び W C S 収穫調整・供給事業において、長期未収

金が認められたので、引き続き適切な債権管理を図る必要がある。

- (ニ) 工事請負代金において、支払遅延が認められたので、改善を図る必要がある。
- (ホ) 受注工事の下請負(外注注文)において、発注者の承諾を得ないで工事を請け負わせていると認められたので、改善を図る必要がある。
- (ハ) 立替金において、不明瞭な事務処理が認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

- (イ) 当該団体は、平成25年5月に「みやぎ農業振興公社中期経営プラン」(計画期間：H25～H29)を策定し、中期経営目標として、事業別損益状況の適時把握や適切な債権管理等の経営安定化に向けた取組を行っているところであり、県としては、団体の取組を的確に把握し、団体が公益法人としての役割を果たしつつ、かつ、自立した経営が実現できるよう、必要な指導・助言を引き続き行っていく。
- (ロ) 当該団体では、平成27年12月に牧場事業の経営改善計画を策定しており、この中で、白石牧場については、中期経営プランに掲げた目標を着実に達成してきていることから、県が造成した優良種雄牛の子牛生産供給基地として、優良肉用子牛を安定的に供給する役割を担うものと位置付け、基礎雌牛の改良や哺育技術の向上等の取組を強化し、これまで以上に収支改善に向けた対策に取り組んでいくこととしているほか、一般農家への改良技術の普及等にも取り組んでいくこととしている。
また、牡鹿牧場については、東北大学等との連携や各種実証事業に取り組んできたものの現在までに収支の改善には至っておらず、今後の見通しも厳しいことから、牧場運営の廃止に向けた調整を進めていくことで理事会の承認を得たところである。
当該団体の牧場経営については、現在、役職員の共通認識のもとで経営健全化の取組が行われていることから、県としては、当面は、経営状況に関する意見交換を行うなど、当該団体が策定した経営改善計画の進捗を注視しながら、改善に向けた指導・助言を行っていく。
- (ハ) 長期未収金については、引き続き、全額回収に向け、更なる債権回収に努めていくよう指導していく。また、WCS収穫調整・供給事業については、「債権の管理・回収マニュアル」の遵守を徹底し、適切な債権管理による具体的な債権回収を行っていくよう指導・助言を行っていく。
- (ニ) 工事担当部門と契約・経理担当部門の両部門が工事請負契約書に基づく支払期限を把握し、適切に支払処理を行っていくよう指導した。
- (ホ) 受注工事の下請負に当たっては、工事委託契約書の条項を十分に確認し、発注者の承諾を得るなど契約書に基づき適切に処理するよう指導した。
- (ハ) 立替える必要性がない案件について、適切な事務処理が行われるよう改善されたことを確認した。

(3) 団体名 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

イ 監査委員の報告の内容

- (イ) 会計帳簿等において、極めて不適切・不明瞭な整備状況が認められたので、改善を図る必要がある。
- (ロ) 貸借対照表の普通預金計上額について、預金残高金額と相違が認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

- (イ) 平成26年度決算における会計帳簿等の適正化を図る上で検討した結果、

主たる原因が「公益法人会計事務の処理体制が不十分であったこと」と「会計ソフトの更新等の不良であること」が判明したため、みやぎ林業活性化基金としては以下のとおり改善を図ることとした。

- a 会計体制を強化するため、基金会計を主として担当する責任者1名と、簿記等の資格を有する経理担当補助員1名を配置する。（平成28年1月配置済）
- b 新会計基準（20年基準）に対応する会計決算事務（正味財産増減計算書及び内訳表、貸借対照表や総勘定元帳等関係帳票等の整備・整合）を行うため、対応する適正な会計ソフトの運用・更新を進める。（平成27年度決算から対応。平成28年1月反映済）
- c 年度の中途における進捗管理の徹底のため、四半期毎に残高試算表を作成し、チェックを行う。また、個別事業担当ごとに行っていた入出金管理を一元化する。
- d 会計のチェック体制を徹底するため、基金会計担当に加え、事務局長及び宮城県森林組合連合会経理部門による複数段階による内部チェックを徹底する。また、必要に応じて税理士事務所の指導を受け、適正な決算を図る。

県としては、判明後直ちに法人に対して強く改善の実行を指導し、平成26年度決算処理の修正を指示した。また、現金の出納管理、修正後の帳票等は繰り返し内容を確認しながら、明瞭な会計処理帳票の作成が図られるよう指導を行った。

今後は、上記4つの改善項目の確実な実行が図られるように、新たに配置された基金会計担当責任者等に対し、適正な法人会計処理について、事務局長等の決裁権者を交えて改めて個別指導を行い、あわせて、会計処理帳票、会計事務書類の改善状況等の確認を行う。

また、新会計基準（20年基準）に対応するよう、県と法人相互で確認した上で税理士事務所と調整しながら修正等を行い、会計処理の適正化を図る。

さらに、法人が実施する四半期毎の残高試算表の確認作業に同席し、入出金状況の確認と助言を行い、年度途中で発生した疑問や課題の早期解決に向けた指導を行うなど、県としてチェックを強化し、継続した改善が図られるよう配慮していく。

- (ロ) 金額の相違を生じた主たる原因が、年度末日及び年度当初日における通帳等確認の徹底不足であることが判明したため、基金事業に関連する全通帳について、年度末の3月31日に記帳された残高確認の徹底を図る。また、年度替わりに伴う事務不備等を回避するため、4月1日にも、再度、記帳された残高確認を行い、普通預金の適正計上を徹底させるとともに、指摘事項(イ)の対応と併せ、県として適正な会計処理が図られるようチェックし、改善が図られるよう法人を指導していく。